

平成 26 年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

<本年の給与報告・勧告のポイント>

月例給（6年ぶり）、ボーナス（7年ぶり）ともに引上げ

- ① 月例給については、民間給与との較差 792 円（0.19%）を解消するため、給料表の水準の引上げを勧告（世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定）
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）については、0.15 月分引上げ（引上げ分は勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分：職員の昨年実績 3.95 月）

1 本市職員と民間従業員との給与較差

民間事業所の従業員の給与	本市職員の給与	較 差
418, 141 円	417, 349 円	792 円（0.19%）

<備 考>

- 1 公務においては行政職、民間においてはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の 4 月分の給与額を比較し、その較差を総合して算出（本年度の新規採用者は含まない。平均年齢 44.9 歳）
- 2 調査対象事業所は、企業規模、事業所規模ともに 50 人以上の市内民間事業所 425 事業所であり、無作為抽出された 162 事業所について訪問調査

2 勧告の内容

(1) 給料表の改定

ア 行政職給料表

- ・ 人事院勧告における同種俸給表の改定傾向を考慮し、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた引上げ

イ その他の給料表

- ・ 行政職給料表及びそれぞれ対応する国家公務員の俸給表（教育職給料表については対応する福岡県職員の給料表）の改定傾向を考慮して引上げ

(2) 通勤手当の改定

- ・ 交通用具使用者に係る通勤手当のうち、使用距離が片道 15 k m 以上の区分を引上げ
- ・ 使用距離が片道 15 k m 未満の区分について、今後その在り方を検討（報告）

(3) 実施時期 平成 26 年 4 月 1 日

3 報告の内容

(1) 期末・勤勉手当（ボーナス）

- ・民間の支給月数（昨年8月～本年7月）は4.11月（昨年比0.16月増）であるため、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.10月に措置することが適当（職員の昨年実績3.95月）

(2) これからの人事・給与制度について

- ・「給与制度の総合的見直し」については、国の給与制度との均衡を図る観点から、国や他都市の見直し状況などを勘案し、本市の実態を踏まえながら、給与制度の見直しの必要性及び実施方法などについて、調査研究を進める必要
- ・職員の職務・職責に応じた給与が確保されるよう、給与制度の検討を行う必要
- ・「能力本位の任用制度の確立」等、地方公務員法等の改正にあわせた、制度の改正、規程の整備を行い、職員に周知するため、国の動向に十分留意する必要

(3) 雇用と年金の接続について

- ・無年金期間の長期化に伴う再任用職員の増加による、公務能率や職員のモラルの低下を招かないよう、定年前職員を意識した人事管理の検証が必要
- ・再任用職員に対する単身赴任手当の支給について検討が必要
- ・再任用の給与水準については、国の検討状況や他都市の動向等に留意し、引き続き必要な調査研究を進める必要

(4) 公務能率の向上と時間外勤務の削減について

- ・任命権者においては、引き続き、時間外勤務の削減について実効性のある取組みを推進していくことを要望
- ・所属長においては、業務の進捗管理や事務処理の効率化・簡素化等、適切にマネジメントを行うことが肝要

(5) 職員の心の健康づくりについて

- ・所属単位での職員間のコミュニケーションをベースとした取組みを通して、働きやすい職場を目指すことは、職員の心の健康づくりを進める上で重要であり、任命権者、所属長、職員が一体となって取り組んでいく必要
- ・任命権者においては、職員が相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、パワーハラスメントに対する職員の理解を深めることで、働きやすく、風通しのよい職場となるよう要望

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

- ・年次休暇の連続的な取得、男性職員の育児休業制度の利用促進など、職員が仕事と生活を両立しながら、いきいきと活躍できる職場が実現されるよう要望

(7) 女性職員の登用拡大について

- ・「女性活躍推進アクションプラン」の実現に向けた任命権者のより積極的な取組みを期待

(8) 服務規律の保持について

- ・任命権者においては、今後も、あらゆる機会を通して職員の服務規律の保持に取り組んでいく必要

【参 考】

＜平均給与月額の前年比較（行政職給料表適用職員）＞ (注) 新規採用者を含む

平成 26 年 4 月 (44.5 歳)	平成 25 年 4 月 (44.3 歳)	対前年増減額 (率)
413,032 円	413,781 円	▲749 円 (▲0.18%)

＜給与勧告に伴う職員の平均年間給与（行政職給料表適用職員）＞ (注) 新規採用者を含む

勧告後	勧告前	増減額 (率)
665.2 万円	657.8 万円	7.4 万円 (1.12%)

＜人事院勧告の内容＞

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

1 給与等に関する報告・勧告

- (1) 月例給の較差 1,090 円 (0.27%)
 - ・ 若年層に重点をおきながら俸給表の水準を引上げ
- (2) 通勤手当
 - ・ 交通用具使用者に係る通勤手当を引上げ
- (3) 期末・勤勉手当 0.15 月分引上げ
 - ・ 勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

2 主な内容

- (1) 給与制度の総合的見直し
 - ・ 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し
 - ・ 職務や勤務実績に応じた給与配分
- (2) 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与
 - ・ 公民の再任用制度の現状、問題点を把握し、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう取組
 - ・ 再任用職員に単身赴任手当を支給、再任用制度の運用状況を踏まえ、給与の在り方を検討

給与勧告（報告）の流れ

